

改定特例入管法による特別永住者の義務規定と罰則規定

義務項目		違反形態	条項	罰則
届 出 行 為	住居地新規・変更届 [1] (第 10 条)	虚偽届出	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
		届出遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金 [2]
	身分事項変更届 (第 11 条)	虚偽届出	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
		届出遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金
特 別 永 住 者 証 明 書	証明書受領 (第 17 条)	不受領	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書提示 (第 17 条)	提示拒否	第 31 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書更新 (第 12 条)	更新遅延	第 31 条	有効期間を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書再交付 (第 13 条)	申請遅延	第 31 条	14 日を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書再交付命令 (第 14 条)	命令 不遵守	第 31 条	14 日を超えると 1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金
	証明書返納 (第 16 条)	返納遅延	第 32 条	14 日を超えると 20 万円以下の罰金
	代理人[3]の義務 その違反 (第 18, 19 条) (特別永住者証明書の不受領, 義務的代理人による届・申請・受領過怠)		第 33, 34 条	5 万円以下の過料
	偽 変 造	証明書偽変造およびその行使、 提供・收受	第 26, 28 条	1 年以上 10 年以下の懲役 (未遂・準備行為を罰する；国外犯規定)
		偽変造証明書の所持	第 27 条	5 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
	他人名義証明書の行使、提供・收受、 所持、自己名義証明書の提供		第 29 条	1 年以下の懲役または 20 万円以下の罰金 (未遂・準備行為を罰する；国外犯規定)

[1] 新住居地の届出。[2]この他に、住民基本台帳法による行政罰（5万円以下の過料）がある。[3]特例入管法の定める義務的代理人。